

定例記者会見報告事項 (平成 21 年 4 月 28 日)

| | |
|------|--------------|
| 担当課 | 総務課 |
| 電話番号 | 47-1214・1007 |

| | |
|------|-------------------|
| 事業名等 | 境港市DV被害者支援給付金給付事業 |
|------|-------------------|

概要

定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業の対象者でありながら、DVの被害から逃れるため、住民基本台帳に居住地の住所を記載できないために定額給付金等を受け取ることができない者に対し、当該給付金相当を給付する。

・対象

平成 21 年 2 月 1 日（基準日）において、定額給付金事業等の給付対象者であって、DVの被害により、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている住所とは別の境港市内の住所に居住している者及びその者に同伴する者

裁判所が発行する保護命令の決定書の写し、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する証明書等が必要

・給付金額

①定額給付金相当

給付対象者 1 人につき 1 万 2 千円とする。ただし、昭和 19 年 2 月 2 日以前に出生した者及び平成 2 年 2 月 2 日以後に出生した者については、給付対象者 1 人につき 2 万円とする。

②子育て応援特別手当相当

対象者と居所及び生計を同じくする者の中に、平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子が 2 人以上おり、かつ、そのうち第 2 子以降である平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子については、1 人につき 3 万 6 千円を加算する。